

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第1 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

1 俸給表の改定

全ての俸給表の俸給月額を改定する。(別表第一～別表第十一関係)

2 諸手当の改定

- (1) 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を改定する。(第十条の四第一項関係)
- (2) 広域異動手当について、支給割合を改定する。(第十一条の八第一項関係)
- (3) 宿日直手当について、宿日直勤務一回に係る支給額の限度額及び常直的な宿日直勤務に係る支給月額の限度額を改定する。(第十九条の二第一項、第二項関係)
- (4) 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百二十八・七五(特定管理職員にあっては百分の百八・七五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては百分の七十)とする。また、定年前再任用短時間勤務職員について、十二月期の支給割合を百分の七十三・七五(特定管理職員にあっては、百分の六十三・七五)とする。(法第一条の規定による改正後の第十九条の四第二項、第三項関係)
- (5) 勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の百八・七五(特定管理職員にあっては百分の百二十八・七五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては百分の百十)とする。また、定年前再任用短時間勤務職員について、十二月期の支給割合を百分の五十三・七五(特定管理職員にあっては、百分の六十三・七五)とする。(法第一条の規定による改正後の第十九条の七第二項関係)
- (6) 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、限度額を改定する。(第二十二条第一項関係)
- (7) 単身赴任手当について、加算額を廃止するとともに、新たに転居手当を設け、職員が異動等に伴い特定転居元から住居を移転した場合において、特定転居元から異動等の直後に在勤する官署への通勤が通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らし困難であると認められ、かつ、往来距離が人事院規則で定める距離以上である職員には、異動等の日の属する月の翌月等から三年間(単身赴任手当支給職員は単身赴任手当が支給される間)、月額四万三千元(単身赴任手当支給職員は十万五千元)を超えない範囲内で往来距離の区分に応じ人事院規則で定める額を支給する。また、これに伴う所要の規定の整備を行う。(法第二条の規定による改正後の第五条第一項、第十一条の十第一項第二号、第十二条第二項第二号、第十二条の二第二項、第十二条の三、第十二条の四関係)
- (8) 給与の減額、超過勤務手当、休日給及び管理職員特別勤務手当について、休日勤務代休時間の新設等に伴い所要の規定の整備を行う。(第十五条、第十六条第一項第一号、第十七条、第十九条の三第一項関係)
- (9) 期末手当について、支給割合を百分の百二十七・五(特定管理職員にあっては百分の百七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては百分の六十八・七五)とする。また、定年前再任用短時間勤務職員について、支給割合を百分の七

十二・五（特定管理職員にあっては、百分の六十二・五）とする。（法第二条の規定による改正後の第十九条の四第二項、第三項関係）

- (10) 勤勉手当について、支給割合を百分の百七・五（特定管理職員にあっては百分の百二十七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては百分の百八・七五）とする。また、定年前再任用短時間勤務職員について、支給割合を百分の五十二・五（特定管理職員にあっては、百分の六十二・五）とする。（法第二条の規定による改正後の第十九条の七第二項関係）

第2 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正

- 1 週休日の振替等について、勤務日の勤務時間の一部を当該勤務日に割り振ることをやめて勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることを可能とする。（第八条第一項関係）
- 2 休日の勤務時間に代わる時間として別の勤務日等の勤務時間の全部又は一部を指定することを可能とする休日勤務代休時間を新設し、代休日を廃止する。（第十三条の二第一項、第十五条関係）
- 3 新たに年次無給休暇を設け、特別の事由を要しない無給の休暇とし、その日数は一の年において七日とする。また、これに伴う所要の規定の整備を行う。（第十六条～第十七条の二関係）

第3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

- 1 第一号任期付研究員に適用する俸給表及び第二号任期付研究員に適用する俸給表の俸給月額を改定する。（第六条第一項、第二項関係）
- 2 期末手当の改定
 - (1) 十二月期の支給割合を百分の百八十とする。（法第四条の規定による改正後の第七条第二項関係）
 - (2) 支給割合を百分の百七十七・五とする。（法第五条の規定による改正後の第七条第二項関係）

第4 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

- 1 特定任期付職員に適用する俸給表の俸給月額を改定する。（第七条第一項関係）
- 2 期末手当及び勤勉手当の改定
 - (1) 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の九十八・七五とする。また、勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の九十一・二五とする。（法第六条の規定による改正後の第八条第二項関係）
 - (2) 期末手当について、支給割合を百分の九十七・五とする。また、勤勉手当について、支給割合を百分の九十とするとともに、支給総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、支給総額に三を超えない範囲内で職員の数に応じて人事院規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事院の承認を受けた額を支給総額の限度額とする。（法第七条の規定による改正後の第八条第二項関係）

第5 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第1の2の(7)から(10)まで、第2、第3の2の(2)及び第4の2の(2)は令和九年四月一日から施行し、第1の1及び2の(1)から(6)まで、第3の1及び2の(1)並びに第4の1及び2の(1)は令和八年四月一日から適用する。

2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。

